

# H28港湾法改正について

平成30年3月13日  
交通政策審議会  
第70回港湾分科会  
資料5-3

○導入の適地である港湾区域においては、平成28年7月に改正港湾法が施行され、長期間にわたり水域等を占用する者を公募により選定する占用公募制度が創設されたところ。

## 背景・必要性

### ●港湾における洋上風力発電施設等の導入の円滑化

<港湾への洋上風力発電施設の導入背景>

- ・広大な空間と安定的な風力エネルギーの存在
- ・海上輸送による部材等の運搬が容易
- ・背後地に近接し、電力系統への接続が容易



長期間にわたる占用の許可について、施設の維持管理等にも配慮しつつ、占用者を適切に選定する基準及びその手続の明確化を図る必要。

## 法律の概要

### ●公募による占用許可手続の創設

- ・長期間にわたり港湾区域内の水域等を占用する施設(洋上風力発電施設等)の設置に関する手続を創設。

① 港湾管理者が公募占用指針を策定



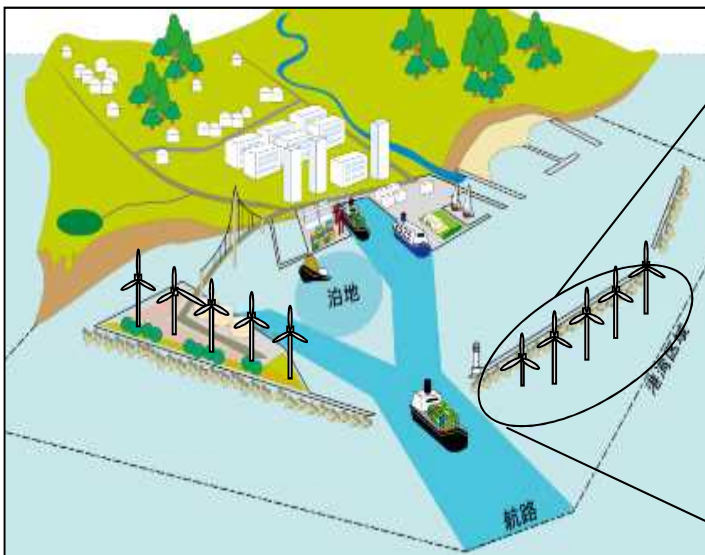
② 事業者が港湾管理者に公募占用計画を提出



③ 港湾管理者は、最も適切な計画の提出者を選定し、当該計画を認定  
(認定の有効期間は20年以内)



④ 事業者は、認定計画に基づき占用の許可を申請。 → 港湾管理者は、占用を許可



港湾への風力発電の導入イメージ



洋上風力発電施設